

## 第5回 江戸川区景観計画策定委員会 議事要旨と対応

日 時：平成21年9月17日（木）午後2時30分～午後5時00分

場 所：グリーンパレス5階 常盤

## 1. 開会

・あいさつ

## 2. 第4回委員会の議事報告

・指摘事項など特になし

## 3. 江戸川区景観計画の構成（案）について

後ほど説明

議事要旨	素案への対応
①地域皆が共感するまちの方向性についてまとめた項目をつくる。	P. 28～第4章1節1 大景観区ごとのまちづくり ●大景観区ごとの方針、景観軸・景観拠点ごとの方針の中でまとめています。
②「景観への影響の大きい行為に対する配慮」の対象は、誰もが影響が大きいと感じる大規模なものについてであり、区がチェックを行う。個々の小さな行為の積み重ねも影響が大きい、これは住民同士で意識を高め合い、「みんなの景観への意識が高まれば、いいまちができる」というスタンスで取り組む。	前半：P. 62～ 第4章3節 まちなみを保全する規制誘導 ●景観軸・景観拠点はきめ細かく規制し、その他の大規模建造物についてはチェックを行っていきます。 後半：P. 37 第4章第1節2 小景観区ごとのまちづくり P. 70 第5章第2節 具体的な施策の体系 に記載しています。
③早く多くの人に景観計画を浸透させることが必要だ。	P. 72 第5章2節2 景観まちづくりの普及 ●活動している方々の交流会や、シンポジウムなどを通じて浸透させていきます。
④面白みや親しみある景観計画づくりにチャレンジしてほしい。	

## 4. 江戸川区景観計画（素案の一部）について

## 1) 目標と基本方針について

## (1) 目標

『水と緑を基本とした、多様な「地域らしさを魅せる」 ～「このまちに住み続けたい！」と実感できる景観まちづくり～

議事要旨	素案への対応
①目標は、誰にでもわかる表現を使うべきであり「魅せる」という表現は用いないほうがよい。	P. 14 第3章1節 目標 ●水と緑に育まれた、多様な「地域らしさ」を引き出す景観まちづくり ～わがまちへの誇りを持つ暮らし～
②「地域らしさ」という他区でも使える表現ではなく、江戸川区ならではの、区民が共感できる表現を用いる。	
③目標はゴールとなる像が必要である。サブタイトルのほうが目標としてわかりやすく感じる。目標については、そのようなイメージの文章としてほしい。	
④区民が自分たちのまちを見つめ、発見することが重要であることを伝える。	
⑤江戸川区らしいものには、今後、つくるものがあることも表現したい。	
⑥人の生き方が結果的に景観として表れる。	

## (2) 基本方針

議事要旨	素案への対応
①時間軸で江戸川区の歴史性・未来性が盛り込まれ、自然、文化、歴史、地域性、経済を含めた、だれもが夢を持ち、住み続けたいと思えるイメージを景観まちづくりの方針としてまとめる。	P. 15 第3章2節 方針 ●水に親しみ、緑を育もう ●これまで創り育てたまちの宝物を大切にしよう ●住み良く心地よいまちなみを育てよう ●いきいきとしたまちの表情をつくろう ●区民の想いを活かし協力して進めよう
②方針3「特色ある建造物を親しみあるランドマークとして育てる」は、既存のものをランドマークにするのは考えられるが、新たにつくる建造物については難しいのではないか。	P. 21 第3章2節3 住みやすく心地よいまちなみを育てよう 視点-2 まちのシンボルとなる資源を保全活用する ●新たにつくる建造物についても資源として活用を進めていきます。また、大規模建造物については、審議会などで個別検討していきます。
③方針5「区民が主体となって景観まちづくりを進める」では、自分たちのまちの歴史を発見し、住民の力でその歴史が表に出るよう、その方法・手順を示していくべきである。	P. 42 第4章1節2 (3) 小景観区ごとのまちづくりの進め方 に記載しています。
④方針5「区民が主体となって景観まちづくりを進める」では、子どもたちへの景観まちづくり学習に対する項目を入れてほしい。	P. 25 第3章2節5 区民の思いを活かし協力して進めよう 視点-3 子どもたちとともに景観への意識を高める に記載しています。

## (3) 活かしたい江戸川らしさの表現

議事要旨	素案への対応
①海や河川があり親水公園や親水緑道が多いことは、江戸川区が自慢できる要素だ。特に春先から夏にかけて、緑の広がる荒川河川敷がよい。	P. 50～ 第4章2節3 景観軸・景観拠点の方針及び基準（河川景観軸） に記載しています。
②水という表現では、真水を連想するため、海の水もあることを表現する。	P. 16 第3章2節1 水に親しみ、緑を育もう に記載しています。
③水と緑だけでなく、様々な環境で自分たちが生活しているという表現がほしい。	P. 15 第3章2節 基本方針の体系図 に記載しています。
④フラットな地形のまちであるため、自転車で走る景観が似合うまちである。	P. 17 第3章2節1 水に親しみ、緑を育もう 視点-3 水と緑のネットワークをつくる P. 50～ 第4章2節3 景観軸・景観拠点の方針及び基準（道の景観軸） に記載しています。

⑤区内の川や親水施設の水は、静止しておらず大きく流れており、その中に住宅地が広がっていることを表現する。	P.17 第3章2節1 水に親しみ、緑を育もう に記載しています。
⑥屋形船等も江戸川らしさを表現する良い景観である。	P.23 第3章2節4 生き生きとしたまちの表情をつくろう 視点-3 江戸川らしさのある地域産業を景観に活かす に記載しています。
⑦建物が建ち並ぶまちでは、駅前の畑や道路境の空間などの隙間をどのように活かすかが重要だ。	P.16～ 第3章2節1 水に親しみ、緑を育もう に記載しています。
⑧区内にはたくさん神社やお寺があるが、祭礼で6基の神輿が宮入する鹿島神社や影向の松がある善養寺、幟祭りの浅間神社は有名である。	P.19 第3章2節2 これまでにつくり育てたまちの宝物を大切にしよう 視点-1 土地の記憶を活かす、視点2 歴史文化資源を生かし、景観に活かす に記載しています。
⑨明治時代から昭和初期くらいまで、江戸川区は番傘の産地であったことが善養寺の碑に記されている。	P.18 第3章2節2 これまでにつくり育てたまちの宝物を大切にしよう に記載しています。
⑩江戸川区は子どもが多いこととベッドタウンであることが特徴である。	P.22 第3章2節4 生き生きとしたまちの表情をつくろう に記載しています。
⑪公園など癒しとなる空間が数多くあり、開放感あふれるまちであることを伝えたい。	P.17 第3章2節1 水に親しみ、緑を育もう 視点-1 大規模な水と緑の景観を守り育てる に記載しています。
⑫かつて、江戸川区にたくさんあった蓮田をぜひ復元したい。かつての産地であった周辺小学校でもやっているとのことだが、公園などの誰もが利用できる場所で実現させたい。	P.18 第3章2節2 これまでにつくり育てたまちの宝物を大切にしよう P.42 第4章第1節2(3) 小景観区のまちづくりの進め方 に記載しています。

## 2) 地域らしさを育てる景観まちづくりの方針

議事要旨	素案への対応
①区がやるべきことは、地域で景観まちづくり活動がしやすくなる環境づくりや仕掛けを用意する。	P.37～ 第4章1節2 小景観区のまちづくり に記載しています。
②区民の景観意識が醸成され、町会などのコミュニティの単位で、フェイストゥフェイスを進める手作りのまちづくりが、本来の景観計画のねらいである。	
③小景観区は住民が景観の基準を評価できる仕組みがあるとよい。	

## 3) 大景観区の方針 ●葛西地区を例に整備方針を説明、各地域についても同じくまとめることとします。

## 4) 骨格となる景観の保全・修景方針

### (1) 景観軸・景観拠点の設定

議事要旨	素案への対応
①景観軸・景観拠点では、区として景観づくりをすすめるべき区の顔となる部分であり、誰もが重要だと感じる場所を指定する。	P.43 第4章2節1 景観軸・景観拠点の設定 ●前回の委員会より千葉街道・今井街道を追加し、計55箇所を景観軸・景観拠点に設定しています。
②区は、景観軸・拠点になっている部分にそぐわない建物が建たないように抑えるとともに、水と緑をつくる。また、景観のみならず地域振興など様々な分野の総力をあげてまちづくりを行うべきである。	前半：P.50～ 第4章2節3 景観軸・景観拠点毎の方針・基準 ●景観軸・景観拠点毎に方針・基準を定めています。 後半：P.74 第5章2節4 (4) 庁内体制の確立 ●様々な分野と連携をとって、まちづくりを進めていきます。
③親水公園・親水緑道だけでなく同じくかつて水路であった緑道についても景観計画のなかで取り上げてほしい。	P.17 第3章2節1 水に親しみ、緑を育もう 視点-3 水と緑のネットワークをつくる に記載しています。
④新小岩駅南口から船堀街道沿いの商店街は、葛飾区内であるが江戸川区にとって重要である。葛飾区と協力して景観づくりに取り組むことが必要だ。	P.74 第5章2節4 (3) 行政連携の強化 ●周辺自治体と連携して、まちづくりを進めていきます。

### (2) 景観形成方針と基準

議事要旨	素案への対応
①景観軸や景観拠点では、具体的な目標像、高い理想を描き、それを達成するために基準が必要なのであれば、今回のような景観形成基準が数多く、詳細になるのは仕方ない。	P.58～ 第4章2節4 景観形成の作法 ●景観形成の基準を定めてチェックできるようにしていきます。
②詳細な基準を示すことは、建築家の創造がなくなり、よい景観ができるとは限らない。今回の提示案は、建築指導行政と同様な細かい内容であり、事前協議の段階で示すものではなく、行政の内規として持ち合わせておけばよい内容である。	
③基準は、イメージを示す程度のもとし、住民に議論の場があることを示せばよい。	
④建造物は、色だけでなくデザインや素材など様々な要素で出来ており、これらを1要素ずつチェックすることは難しいので、大きな影響があると思われるものについてのみチェックする。	
⑤詳細な基準より、景観形成基準の内容を考えると、住民が評価できる仕組みがある方がよい。	P.73 第5章2節3 景観形成事業・規制誘導の推進 細かい数値的な基準は作らず、ガイドラインなどで誘導をしていきます。